

平成25年改正(税制改正)

福島復興再生特別措置法について

福島県企画調整部



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

福島復興再生特別措置法の一部改正について

※復興庁資料を加工

～福島復興及び再生を加速するための措置の創設・拡充

長期避難者の生活拠点の形成

生活拠点形成交付金《仮称》の創設(平成25年度予算)

- ・交付先: 福島県、避難者受入市町村等
- ・対象: 公営住宅の整備を中核とした受入に伴い必要なハード整備
これらと一体となって行うソフト事業

公共インフラの復興・再生

国による公共事業の代行及び生活環境整備事業の対象区域の拡充

改正前

- ・避難解除区域
- ・避難指示解除準備区域

改正後

- ・居住制限区域
- ・帰還困難区域
- ※広域インフラ施設の機能回復等、
住民の帰還等に向けて必要な事業が対象

企業立地の更なる促進

避難解除区域における税制優遇措置の
対象拡充

改正前

- ・対象事業者: 既存事業者
- ・対象区域: 避難解除区域

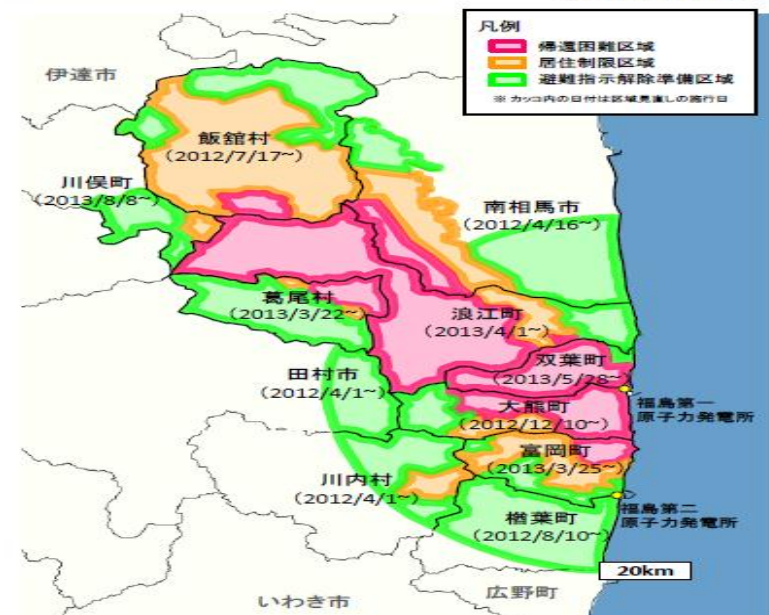
改正後

- ・対象事業者: 新規立地事業者を追加
- ・対象区域: 避難指示解除準備区域、居住制限区域を追加

- ◆ 事業用設備の特別償却
被災者を雇用した場合の税額控除等

避難指示区域の概念図

平成25年8月8日時点



※ 公布・施行日:平成25年5月10日

避難解除区域に係る税制の特例措置の避難指示解除準備区域等※への拡大

※避難指示解除準備区域及び居住制限区域

背景・必要性

これまでは、全ての避難指示が解除された「避難解除区域」のみに特例措置を適用。

しかし、一旦、他の地域に移り住むと、帰還しない可能性が高まるため、早期の帰還を促進することが重要。また、避難指示解除準備区域(※1)では66事業所(平成25年1月7日現在)、居住制限区域(※2)では18事業所(同)が事業を再開。そのため、これらの区域でも事業再開を支援することが必要。

(※1)避難指示解除準備区域・・・年間積算線量が20ミリシーベルト以下で、同区域内では製造業等の事業再開等も柔軟に認められてる。

(※2)居住制限区域・・・年間積算線量が20ミリシーベルトを超える恐れがあるため、原則、事業再開が認められないが、市町村の許可等を得て、例外的に事業再開が認められる。

特例措置の対象区域を
避難指示解除準備区域及び居住制限区域
に拡大

特例措置の内容

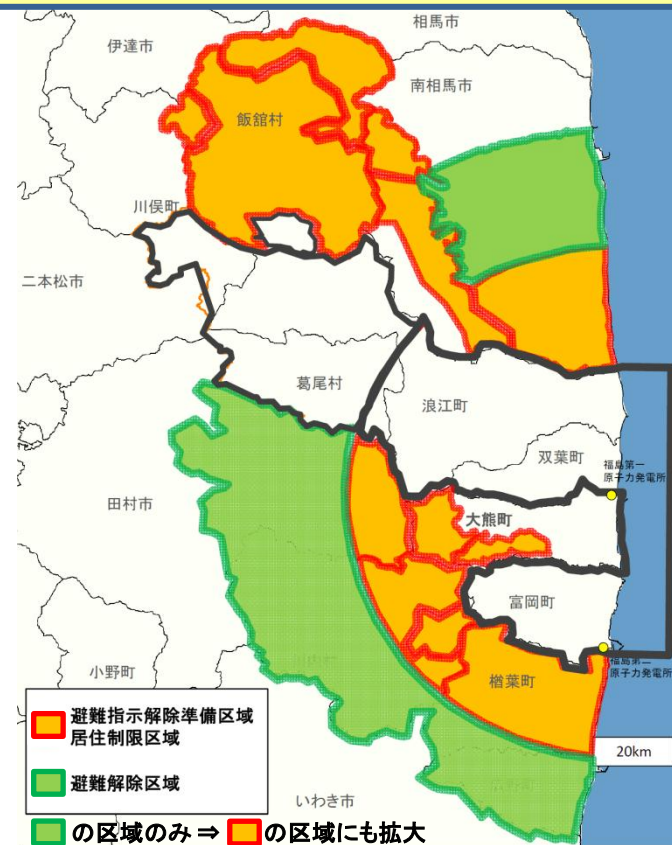
○既存事業者^①に税制の特例措置を適用

- ①設備投資に対する特別償却制度又は税額控除
 - ・特別償却:機械等100%、建物等25%
 - ・税額控除:機械等15%、建物等8%

- ②被災被用者に対する給与等支給額の20%を税額控除

○課税免除又は不均一課税をする場合の減収補填措置。

平成28年3月31日までの間に、設備投資(施設又は設備の新設又は増設)に対して地方公共団体が事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合にその減収額を特別交付税の算定の基礎に算入

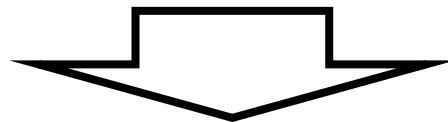


避難解除区域等における新規立地促進のための特例措置

背景・必要性

現行の避難解除区域に係る税制の特例措置(機械等の特別償却等)は、東日本大震災の発生時(平成23年3月11日)に避難解除区域に事業所を有していた事業者のみ対象。

しかし、避難解除区域等における雇用規模の回復など、当該区域の復興・再生のためには、**新規事業者を誘致することが不可欠。**



避難解除区域等への新規立地を促進するための特例措置(立地促進計画制度)を新設。

立地促進計画制度(案)の概要

- 対象：新規事業者(復興庁令に対象業種を規定)
- 県が計画を策定(国による認定は不要)
- 県知事が事業者の実施計画を認定

現行の避難解除区域に係る特例措置

- 対象：既存事業者(業種の限定なし)
- 計画の策定は不要。
- 県知事による震災時に対象区域内に事業所を有していたことの確認。

○県知事による認定又は確認を受けた事業者に税制の特例措置を適用。

- ①設備投資に対する税額控除又は特別償却制度(特別償却：機械等100%、建物等25% 税額控除：機械等15%、建物等8%)
- ②被災被用者に対する給与等支給額の20%を税額控除

○課税免除又は不均一課税をする場合に減収補填措置。

平成28年3月31日までの間に、設備投資(施設又は設備の新設又は増設)に対して地方公共団体が事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合にその減収額を特別交付税の算定の基礎に算入

期待される効果

避難解除区域等における雇用規模の回復など、当該区域の復興・再生